

出張理容・出張美容に関する手引

平成 25 年 4 月 1 日

長野市保健所生活衛生課

第1 出張業務

1 出張業務を行うことが可能な場合

- (1) 疾病、その他の理由により、理容所又は美容所に来ることが出来ない者に対して出張業務を行う場合（理容師法施行令及び美容師法施行令（以下「施行令」という。）第4条第1号）
※「その他の理由」とは障害及び怪我等により自力では理・美容所に来ることが出来ない場合。
- (2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に出張業務を行う場合（施行令第4条第2号）
- (3) 社会福祉施設等に出張して入所者に対して出張業務を行う場合（長野市理容師法施行条例及び長野市美容師法施行条例（以下「条例」という。）第4条第1号）
- (4) 演芸等の出演者に対して出演の直前に出張業務を行う場合（条例第4条第2号）
- (5) 市長が特別な理由があるものとして承認した場合（条例第4条第3号）

2 市長の承認を要しない場合

前記1に規定する出張業務のうち、(1)から(4)に規定する出張業務については市長の承認を要しない。

3 市長が特別な理由があるものとして承認する場合

前記1の(5)に規定する、市長が特別な理由があるものとして承認する出張業務は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法で規定する通所事業所及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律で規定する通所事業所において通所者に対して行う場合
- (2) 警察署において留置者に対して行う場合
- (3) 刑務所及び少年院において収容者に対して行う場合
- (4) 特別支援学校において通学者に対して行う場合
- (5) 要介護者及び単独で外出困難な者等で、来店困難な個人宅を訪問して行う場合
- (6) 災害時の避難所、仮設住宅において避難者に対して行う場合

第2 承認申請

1 承認申請

前記第1の1—(5)に規定する出張業務を行おうとする方は、出張業務承認申請が必要となります。後記2の(1)の提出先で長野市保健所に提出する方については、規則第6条第1項に規定する出張業務承認申請書（規則様式第5号）（以下「申請書」という。）に、後記3に規定する添付書類を添えて保健所長あてに提出してください。

2 申請書の提出先及び提出方法

(1) 提出先

申請書の提出先は、次のとおりです。

申請者	提出先
① 長野県内の理・美容所で業務に従事する理容師又は美容師（以下「従事理・美容師」という。） ※ 理・美容所の開設者、長野県理容生活衛生同業組合及び長野県美容業生活衛生同業組合の支部長を含むものとする。	当該出張業務を行う理・美容師が従事する理・美容所の所在地を管轄する保健所長
② 理・美容所で業務に従事することなく、専ら出張業務のみを行う長野県内在住の理・美容師（以下「出張専門理・美容師」という。） ※ 出張業務のみを行う法人を含むものとする。	出張専門理・美容師の住所地を管轄する保健所長
③ 長野県外の従事理・美容師又は長野県外に居住する出張専門理・美容師	出張先が長野市の場合は、長野市保健所長 長野県内の複数の保健所管内にわたって出張業務を行おうとする場合は、主たる出張先を管轄する保健所長

(2) 提出方法

前記(1)の提出先に定める保健所に持参により提出してください。

(3) 記入上の注意事項

- ① 「出張しようとする場所」には、特定の施術場所（会場）が決定している場合はその名称、所在地を、特定できない場合は出張しようとする範囲を含む市町村名（郡名）を記入してください。
- ② 「出張業務を要する理由」は、出張業務によるサービス提供を受ける者の状況又は出張業務の実施目的がわかるよう、前記第1の3各号の規定に準じて記入してください。

3 添付書類

申請書は、次の書類を添付してください。

- ① 理・美容師免許証の写し（従事理・美容師で開設届出時に提出済の者は省略できる。）
- ② 理・美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書（従事理・美容師で開設届出時に提出済の者は省略できる。）
- ③ 携行品一覧表（様式第1号）
- ④ 携行品の写真（前記2の(1)―①に規定する申請者は省略できる。）

4 出張承認証の掲示

申請者は、交付された「理容（美容）師出張業務承認証」（以下「承認証」という。）を出張業務中は当該出張業務を行う場所に掲示してください。

5 変更・廃止の届出

- (1) 前記1により承認申請を行った方で、承認証記載事項に変更が生じた場合又は出張業務を廃止した場合は、速やかに出張業務承認事項変更（廃止）届出書（様式第4号）を承認を受けた保健所長あてに提出してください。
- (2) 承認証を添付してください。
- (3) 出張業務に従事する理・美容師の変更の場合は、前記3の①、②の書類を添付してください。ただし、理・美容師の退職による変更を除く。

第3 出張業務に関する衛生管理

出張業務を行う場合に講じなければならない衛生措置は、別添「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領（平成19年10月4日 健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）」のとおりです。